

国民健康保険に加入していて、新型コロナウイルスに感染
または感染の疑いにより仕事に行けなかった方へ

傷病手当金を支給します

支給要件

- 半田市の国民健康保険に加入している。
- 新型コロナウイルス感染症に感染または下記の症状があり感染した疑いがある。
 - ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合
- 療養のため3日連続して仕事に行けず、4日目以降も仕事に行けなかった日がある。
- 会社等で雇われていて、給与をもらっている。
- 療養のために休んだ日の給与がもらえない。（一部もらえない場合も含む）。
- 療養のために休んだ日は出勤予定の日だった。

支給対象日

療養のため仕事を休んだ期間のうち、最初の3日間と勤務予定日でなかった日を除いた日

【例】最初の3日間および勤務予定でなかった日「休」を除いた「出」が対象となるため、
支給対象日数は4日間（「出」は出勤予定だった日、「休」は勤務予定日でなかった日）



支給額

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数
ただし、給与収入の全部または一部をもらうことができる方には、もらうことができる期間は、傷病手当金を支給しません。また、その給与収入が、傷病手当金より少ないときは、差額を支給します。

適用期間

令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため仕事を休むこととなった期間。
ただし、入院が継続する場合などは、支給を始めた日から最長1年6か月まで。

申請方法

まずは電話で国保年金課へ相談してください。その後、申請書を提出してください。
※申請書はホームページからダウンロードできます。
※申請には、医師の証明書（医療機関を受診した場合のみ）、事業主の証明書が必要です。
※医師の証明書は有料です。詳しくは医療機関にお問い合わせください。
詳しくは、国保年金課までご相談ください。

【お問い合わせ先】半田市役所国保年金課 0569-84-0661

よくある質問

Q1：新型コロナウイルス感染症の疑いで仕事を休みましたが、病院には行きませんでした。傷病手当金の対象になりますか？

A1：発熱等の症状があった場合は対象になります。なお、申請書にその旨を記載していただき、その内容を事業主に証明していただく必要があります。

Q2：病院を受診しなかったため医師の証明書がもらえませんが、傷病手当金の申請はできますか？

A2：病院を受診しなかった場合は医師の証明書がなくても申請できますが、申請書にその旨を記載していただき、その内容を事業主に証明していただく必要があります。

Q3：自営業や年金をもらっている一方で、アルバイトなど給与収入がある場合、対象になりますか？

A3：対象になります。ただし、給与収入以外の収入は対象になりません。

Q4：傷病手当金の申請者は誰になりますか？

A4：対象者の世帯の世帯主です。世帯主以外が申請する場合（対象者を含む）は、世帯主の委任が必要です。（申請書に記載欄があります。）

Q5：対象者が死亡した場合でも傷病手当金の申請はできますか？

A5：申請できます。死亡した対象者が世帯主でない場合は世帯主、世帯主の場合は相続人が申請者となります。なお、相続人が申請する場合は、相続人であることが確認できる資料が必要です。

Q6：新型コロナウイルス感染症に感染して仕事を休んだ後、退職して国保に加入した場合、傷病手当金の対象になりますか？

A6：国保加入後に「勤務予定だったが、療養のため仕事を休んだ日」が無い場合対象になりません。なお、退職前の傷病手当金については国保に加入する前に加入していた社会保険へ確認が必要です。

Q7：傷病手当金の支給額を計算する時に必要な「直近の継続した3か月間の給与収入の合計額」の「直近の継続した3か月間」は具体的に何月のことですか？

A7：4月から傷病手当金の対象となった場合、1～3月になります。